

特定財産損害誘導行為による被害の防止及び救済等に関する法律案の概要

被害の防止 (特定財産損害誘導行為の 行政的・刑事的規制)

- ・ 特定財産損害誘導行為の中止、再発防止等の措置の勧告
→不履行の場合は是正命令【第四条】
- ・ 特定財産損害誘導行為を行う者・その密接関係者への立入検査等【第五条】
- ・ 是正命令違反・検査忌避等の場合の罰則【第六章】

特定財産損害誘導行為の禁止【第三条】

※標準的な年収を得る者においては年間の可処分所得の四分の一を超えるかどうかを目安の一つとし、諸事情を考慮して判断

特定財産損害誘導行為【第二条】

①手段の悪質性 自由な意思決定を著しく困難とするような状況を惹起させる違法・著しく不当な行為

- ・ 精神・身体 の不当拘束により著しい不安・恐怖を与える
- ・ 靈感に基づく重大な不利益告知により著しい不安・恐怖を与える
- ・ 心理学に関する知識・技術の濫用等により心身に重大な影響を及ぼす

②結果の重大性 著しい損害(※)を生じさせる財産上の利益の供与を誘導する行為

加害者

(例…信者に高額献金等を繰り返させる宗教団体)

財産上の利益の供与
(例…高額 の寄附・物品購入等)

被害の救済 (被害者の財産の回復等・特別補助)

- ・ 特定財産損害誘導行為により行われた、財産上の利益の供与を目的とする法律行為の意思表示の取消し(法律行為でない行為により供与された財産上の利益の取戻しも含む)【第三章第一節】
- ・ 財産上の利益の供与を誘導されるような精神状態にある者に家庭裁判所の審判で特別補助人を付し、特定財産損害誘導行為を行う者を相手方とする一定の行為に同意を要することとする等【第三章第二節】

検討②法人の解散

- ・ 特定財産損害誘導行為を組織的に行う法人の解散命令に係る制度等の検討【附則第三条第二号】

検討①財産以外の被害

- ・ 困難状況惹起行為による生命・身体等の被害の防止等の検討【附則第三条第一号】

相談体制の整備等

- ・ 被害の実態調査
- ・ 相談体制・被害者等の支援の体制整備
- ・ リテラシー教育、啓発活動の充実【第四章】

被害者

(例…信者に高額献金等を繰り返させる宗教団体の信者)

一次被害

経済的破綻

家族等

二次被害

- ・ 家庭崩壊
- ・ 生活の困窮
- ・ 進学の断念
- ・ 精神的ストレス など